

韓国知的財産ニュース 2020年5月前期

(No. 414)

発行年月日：2020年5月18日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、5月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法施行規則一部改正令（案）立法予告
- 1-2 実用新案法施行規則一部改正令（案）立法予告

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁長、主要国の特許庁長との第3次遠隔会議に出席
- 2-2 韓国特許庁長、EUIPO とテレビ会議を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 デザイン紛争、「産業財産権紛争調停委員会」で、速やかに解決
- 3-2 特許庁、「2019年IP TREND年次報告書」を発刊
- 3-3 特許庁、テレビショッピングのECサイトで知財権虚偽表示1,068件を摘発

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 音のないマーケティング戦争、音商標出願が急増
- 4-2 公益弁理士、社会的弱者の商標権を守る心強いパートナー

その他一般

- 5-1 新型コロナウイルスの影響のなかでも特許出願は順調
- 5-2 IoTの特許出願、全産業へ広範囲に拡散
- 5-3 「K-ウォークスルー」のブランド名で、ウォークスルー設備の輸出急増

法律、制度関連

1-1 特許法施行規則一部改正令（案）立法予告

電子官報（2020.4.6.）

産業通商資源部公告第 2020-187 号

特許法施行規則の改正に当たり国民に予め意見を聴くため、その改正理由と主要内容を、「行政手続法第 41 条」により、次のとおり公告します。

2020 年 4 月 6 日

産業通商資源部長官

特許法施行規則一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

証明書類の本人確認が必要な場合、特許顧客番号に登録された印鑑又は署名を確認できるよう確認手続きを改善し、無権利者が出願した特許が正当な権利者の請求により移転登録された場合、発明者の訂正を容易にする。また、国家間合意による優先権証明書類の電子的交換システムの変更により関連制度を整備し、特許協力条約（PCT）の改正事項を国内規定に反映するなど、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完するためである。

2. 主要内容

イ. 証明書類の本人確認手続きの改善（案第 8 条）

申請者本人の確認を要する証明書類を受け付ける場合、現行規定によると印鑑証明書等を提出させることができるが、その手続きが複雑で実務との差があるため、印鑑証明書等の提出の代わりに特許顧客番号に登録された印鑑又は署名で確認できるように根拠規定を設ける。

ロ. 電子文書で提出できる書類を追加（案第 9 条 2）

現在の電子化内容の訂正申請書は書面のみ提出が可能だが、電子文書の特許庁で再電子化することが可能になったことから訂正申請件数が増加すると予想されるため、電子化

内容の訂正申請書を電子文書で提出できるように改善する。

ハ．優先権証明書類のデジタル交換に向けたアクセスコードの発給手続きの改善（案第 24 条）

国家間の優先権証明書類の交換システムが世界知的所有権機構（WIPO）のデジタルアクセスサービス（DAS）で一元化される予定であり、今後、海外出願時の国内出願に対する優先権を主張するためには、DAS アクセスコードが必要となるため、現在申請のみで発給している DAS アクセスコードを特許出願の際、自動発給するように改善する。

二．無権利者特許の移転登録の際、発明者訂正要件の緩和（案第 28 条）

特許権者が発明者を追加・訂正申請するためには、特許権者及び申請前後の発明者全員が署名又は押印した確認書類を提出しなければならないが、無権利者が出願した特許に対して正当な権利者が「特許法」第 99 条の 2 に従って移転を請求し、その特許権の移転を受ける場合には、現実的に確認書類の提出が困難であるため、それを省略できるようにする。

ホ．国際出願明細書等の補完対象の拡大（案第 99 条の 2、第 106 条の 14）

特許協力条約による国際出願の明細書、図面などが誤って提出された場合、受理官庁が該当内容の補完を要請し、必要時には追加手数料を請求できるように条約規則が改正された。それを国内規定に反映し、国際出願時に間違えて提出された明細書等の補完手続きを設ける。

1 - 2 実用新案法施行規則一部改正令（案）立法予告

電子官報（2020.4.6.）

産業通商資源部公告第 2020-188 号

実用新案法施行規則の改正に当たり国民に予め意見を聴くため、その改正理由と主要内容を、「行政手続法第 41 条」により、次のとおり公告します。

2020 年 4 月 6 日

産業通商資源部長官

実用新案法施行規則一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

無権利者が出願した実用新案権が正当な権利者の請求により移転登録された場合、考案者の訂正を容易にするようにし、国家間合意による優先権証明書類の電子的交換システムの変更により関連制度を整備するためである。

2. 主要内容

イ. 無権利者の実用新案権移転登録の際、考案者訂正要件の緩和（案 28 条）

実用新案権者が考案者を追加・訂正の申請をするためには、実用新案権者及び申請前後の考案者全員が署名又は押印した確認書類を提出しなければならないが、無権利者が出願した実用新案権に対し、正当な権利者が「実用新案法」第 28 条で準用する「特許法」第 99 条の 2 により移転を請求して実用新案権の移転を受ける場合には、現実的に確認書類の提出が困難であるため、それを省略できるようにする。

ロ. 条約優先権の主張時に優先権証明書類のデジタル交換のためのアクセスコードを必須記載（案別紙第 1 号書式）

国家間の優先権証明書類のデジタル交換システムが世界知的所有権機関（WIPO）のデジタルアクセスサービス（DAS）に一元化される予定であるため、「実用新案法」第 11 条で準用する「特許法」第 54 条に基づく条約による優先権を主張する際、特許庁長が告示する国家に対する優先権証明書類の提出を省略するためには、DAS アクセスコードを必須的に記載するようにする。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁長、主要国の特許庁長との第 3 次遠隔会議に出席

韓国特許庁（2020.5.1.）

新型コロナウイルスの治療薬・ワクチンの開発を促進するため、特許活用策を提案

韓国特許庁は 4 月 30 日（木曜）午後 9 時、韓国をはじめとする日本・米国・欧州・中国・インドなどの主要 16 ヶ国の特許庁長と世界知的所有権機関（WIPO）の事務局長が参加する遠隔会議が開催されたと発表した。

今回の遠隔会議で韓国特許庁長は代表発言を通じて、既存の特許が新型コロナウイルス治療薬の開発において、障壁ではなく触媒となり、人類の生命と健康に大きく貢献することができることを説明した。そして、新型コロナウイルスに関連する既存の医薬品特許が、市場で適正な価格で活発に取引され、ライセンスを得て新型コロナウイルスの治療薬とワクチンの開発に積極的に活用できるよう、WIPOが中心となって、特許権者と積極的に協議していくことを提案した。

また、韓国特許庁長は、韓国特許庁も出願人と発明者が新型コロナウイルスに大きな影響を受けないように、さまざまな政策を推進していることを強調した。さらに、出願人の利便性向上と権利保護のために、特許書類の提出期限を4月30日まで延長し、それをまた5月31日まで再延長した後、出願人が別途の期間延長を申請したり、手数料を納付しなくても、審査に関連する手順で不利益にならないよう措置していると説明した。

一方、今回の遠隔会議は、4月6日と20日に開催された会議に続いて開かれたもので、PCT（特許）、ハーグ（デザイン）、マドリッド（商標）などといった国際知的財産権の分野で新型コロナウイルスのような非常事態が発生した場合、制度的な取り組み、新型コロナウイルスの拡散以降の主要国における出願動向などをより深く議論し、共有した。

韓国特許庁長は、「今回の会議を含め三回にわたって行われた遠隔会議で、韓国特許庁が新型コロナウイルスの解決に向けた努力と成果、診断キットとK-ウォークスルーなどに関する経験とノウハウを積極的に説明して主要特許庁長から共感を得た」とし、「今後も韓国のK-防疫モデルを積極的に紹介する一方、知的財産権の分野で新型コロナウイルスの影響を最小限にするための国際的な努力に主導的に参加して五庁（IP5）のメンバーとしての地位を強化していく」と述べた。

2-2 韓国特許庁長、EUIPO とテレビ会議を開催

韓国特許庁（2020.5.6.）

新型コロナウイルス流行のなかでも、欧韓の知財権協力を持続的に強化
韓国人の知財権専門家派遣に合意するなど、協力活動を継続することに合意

韓国特許庁は、5月6日の午後4時に特許庁のソウル事務所で、EUIPO（欧州連合知的財産庁）とのテレビ庁長会合を開いた。

両庁は新型コロナウイルスにより、各国の共助がいつもより重要視されている状況であり、このような障害にもかかわらず、協力を続けなければならないという意見に同意した。

※EUIPO (European Union Intellectual Property Office、欧州連合知的財産庁) が所在しているスペインは、新型コロナウイルスの被害が米国の次に最も大きい状況である。

- (2020年5月6日現在)、スペインの感染者 219,329名、死亡者 25,613名、死亡率 11.7%

EUIPO と行った今回の会合は、3月14日にスペイン政府が新型コロナウイルスの拡散を防止するために「全国封鎖」という強硬な制裁措置を取った、非常に困難な状況の中で開催されたという点で大きな意味がある。

※EUIPO の全職員は在宅勤務中

※スペインは、4月26日から14歳未満の子供の外出禁止を緩和し、毎日1時間の外出を許可するなど、少しずつ封鎖措置を緩和している。

両庁は今回の会合を通じて、新型コロナウイルスという前代未聞の危機が続いても、現在推進中の韓国人専門家の EUIPO への派遣、韓・EUIPO 包括協力 MOU の更新など、両庁の協力活動を続けていき、むしろ今の危機をチャンスとして活用していくことに合意した。

韓国特許庁長は、テレビ会議で患者と医療スタッフ間の接触を最小限にするために開発された、K-ウォークスルーなど韓国型防疫モデルを紹介し、新型コロナウイルスの診断、治療、防疫に関する特許情報を分析した「新型コロナウイルスの特許情報ナビゲーション」に関する運営現況についての情報を提供した。

また、EUIPO 庁長は、各国出願人を保護するために指定期間の延長 (5月18日まで、すべての指定期間を一括延長) のような救済措置を共有した。

そして、韓国特許庁は韓国企業の商標が海外でも保護を受けられるよう、関心と支援を要請し、EUIPO 庁長は、EU 内のブランド保護執行機関との議論を開始し、韓国特許庁とも商標の保護のための協力を強化すると肯定的に回答した。

韓国庁長は、「特許庁は、米国、中国、EUIPO など主要国の庁長と持続的にテレビ会議を開催し、非常状況に対し積極的に対応している」とし、「これにより、新型コロナウイルス

スによる韓国国民と企業の被害を最小限にし、出願人に対する権利保護に積極的に取組みたい」と明らかにした。

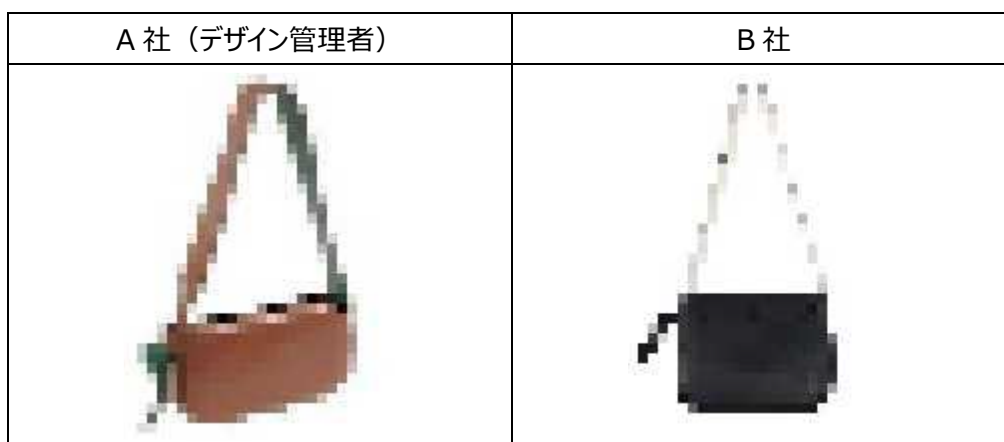
模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 デザイン紛争、「産業財産権紛争調停委員会」で、速やかに解決

韓国特許庁 (2020. 5. 8.)

◆申請者 A (デザインの権利者) と被申請人 B は、ファッション雑貨を販売するオンラインショッピングモールの運営者で、A は B が A のデザイン D を模倣した製品をネットで販売していることを確認した後、B をデザイン保護法違反で刑事告訴する一方、「産業財産権紛争調停委員会」に侵害禁止・損害賠償などを求める内容で調停申請

- 調停部は、B が A に和解金 (A の要求額の 100%) を支払い、模倣デザインの製品を廃棄するとともに、今後同一な侵害行為に対する違約金を約定することを条件に、A が B を相手に提起した刑事告訴を取り下げすることを勧告して調停が成立した。



アパレル業界、生活用品業界など、幅広い分野において全体的な外観は似ているが、デザイン「侵害」だと判断する基準が曖昧な模倣製品が頻繁に現れている。デザイン紛争は、デザインの類似性判断が難しく、訴訟に長い時間がかかるため、訴訟で救済を受けるのが現実的に容易ではない。

特にバッグ、衣類やインテリア小物などのデザインは、数ヶ月でトレンドが変わることが多く、流行デザインの模倣商品もすぐ発売される。一方、デザイン侵害の刑事訴訟は、平均 6.5 ヶ月、デザイン侵害禁止の請求訴訟 (1 審) は、12.4 ヶ月かかり (2018 年、法

院行政処)、デザイン侵害を受けた企業の平均訴訟費用は8,000万ウォン程度である。デザイン侵害訴訟の進行に必要な時間、費用が多くかかり、デザイン権利者は、訴訟から得られる実益が少ないため、侵害対応に積極的ではない場合が多い。それを悪用して、デザインの模倣がさらに増加するという悪循環が発生する。

韓国特許庁は、デザイン紛争の早期解決をサポートするために、「産業財産権紛争調停委員会」を運営している。「産業財産権紛争調停委員会」を通すと、別途の申請費用なしで、3ヵ月以内に専門分野の調停委員による調停結果を受けることができ、調停が成立すれば、裁判上の和解と同一の効力を持つ。デザイン紛争の調停成立率(46%)は、特許(31%)、商標(36%)に比べて高く、制度運営の実効性も高い。

特に、2020年8月から商品形態の模倣(※)を含めた不正競争行為も紛争調停委員会に調停を申請することができ、より効果的に紛争を解決できるようになった。

※試作品製作など商品形態が整った日から3年以内に他人が開発した商品形態を模倣する行為(ただし、同種の商品における通常的な形態は除く)

特許庁の産業財産保護協力局長は、「デザイン侵害や商品形態の模倣に対する被害を受けたが、訴訟を起こすのは負担である方々が、積極的に活用することを期待している」と述べた。

一方、調停申請など詳しい情報は、特許庁の産業財産保護政策課(+82-42-481-5925)と、韓国知識財産保護院(1670-9779、www.koipa.re.kr/adr)で確認することができる。

3-2 特許庁、「2019年IP TREND年次報告書」を発刊

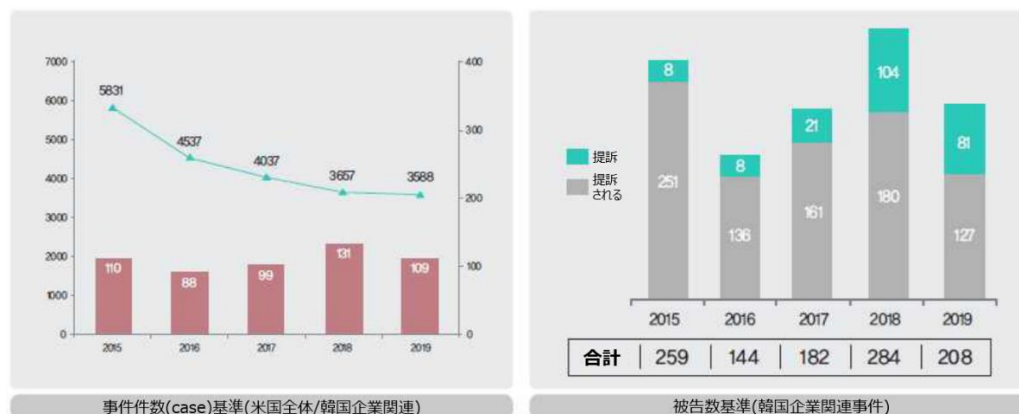
韓国特許庁(2020.5.11.)

米国内での特許訴訟減少にも関わらず、減らない韓国企業へのNPE訴訟

韓国特許庁と韓国知識財産保護院は、「2019年IP TREND年次報告書」を発刊し、米国内での特許訴訟の減少にもかかわらず、韓国企業を対象にしたNPE(※)による特許訴訟が依然として高い割合を占めていると発表した。

※Non Practicing Entity: 製品を生産せずに、主に訴訟やライセンス活動をする企業

米国での全体の特許訴訟は、2015年以降は毎年減少してきたが、現地で発生する韓国企業と外国企業間の訴訟は、2019年になってからようやく減少傾向に転じた。



このように、米国での韓国企業に対する NPE の提訴件数は、2018 年の 132 件から 2019 年の 90 件に減ったが、韓国企業に関わる米国内の全体訴訟に対し NPE による提訴の割合は 70% (※) に達しており、例年と同様のレベルであることから、NPE による提訴のリスクは依然として減少していないことが分かった。

※2018年 73%[全提訴件数の 180 件中 132 件]→2019年 70%[全提訴件数 127 件中 90 件]

韓国特許庁は、米国で活動している NPE を調査して権利関係および動向を分析し、韓国との関連性の高い主要 NPE を把握して紛争対応の基礎資料を提供するなど、韓国企業の被害が拡大しないようモニタリングを続ける計画である。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「全体的な米国での特許訴訟は減少傾向であるが、韓国企業はまだ NPE により提訴されているという事実を見落としてはならない」とし、「さまざまな産業・技術分野で NPE が活動しているため、韓国の輸出企業が被害を受けないよう、継続的に注意を払うべきである」と述べた。

米国内の韓国企業の特許訴訟の動向、知的財産関連の主要話題、専門家コラムなどを盛り込んだ当報告書は、毎年発刊されており、韓国知識財産保護院が運営する IP-NAVI (www.ip-navi.or.kr) で確認することができる。

テレビショッピング商品の特許虚偽表示に注意

韓国特許庁は、「テレビショッピングの EC サイト」を対象に、特許などの知的財産権虚偽表示を集中的に調査した結果、54 商品 1,068 件 (URL 基準) の知財権虚偽表示を摘発したと発表した。

新型コロナウイルスにより非対面の消費文化が拡散され、テレビショッピングが注目されることにより、テレビショッピングの EC サイトでの知財権虚偽表示による被害を防止するために、テレビショッピングの EC サイトに対する調査を実施した。

知財権虚偽表示で摘発された主な違反内容は、登録が拒絶された出願番号を表示した場合 (615 件)、消滅した知財権番号を表示した場合 (380 件)、商標やデザインを特許だと表示するなど権利名称が間違った場合 (70 件) などがある。

特許庁は、摘発した 1,068 件に対して知財権表示の訂正告知と掲示物の削除、販売中止などの是正措置を行っている。是正措置を履行しない場合には刑事告発をしており、懲役 3 年以下・罰金 3,000 万ウォン以下の処罰を受ける。

今後、特許庁と韓国知識財産保護院は、国民の健康・安全にかかわる製品の知財権虚偽表示に対する集中取り締まりを強化し、再発防止のために摘発された企業を対象に知財権表示に関するリーフレットを配布し、関連教育を行う計画である。また、主要なオンライン事業者と販売者を対象に、知財権の虚偽表示の予防教育も強化する計画である。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「新型コロナウイルスの拡散によりオンライン消費が増えている状況のなかで、販売者・生産者は消費者に正確な知的財産権の情報を提供する必要がある」とし、「知財権表示に対する積極的な調査と是正措置を通じて公正商取引の秩序を形成していく」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 音のないマーケティング戦争、音商標出願が急増

韓国特許庁（2020.5.6.）

音商標出願、2015年6件から2019年44件、約7.3倍に増加

韓国特許庁は、番組のCMなどに使われる音階やリズム感、流行語などを知的財産権として保護できる音商標の出願件数が2015年の6件から2019年の44件に約7.3倍に増加したと発表した。

音商標とは、商品の出所を示すために音で構成された商標であり、米韓FTAの締結による合意内容に基づいて、2012年3月からにおい商標とともに商標の範囲に追加された。

[ここ5年間の音商標の出願推移]



韓国で最初に出願された音商標は、制度施行の当日（2012年3月15日）に大象（テサン、韓国の食品会社）が出願した、ミ、ソ、ドの三つの音で構成されているチョンジョンウォン（大象の食品ブランド）のロゴソングである。

韓国でよく知られている音商標は、LG電子やSKテレコム、カカオの音商標があり、芸能人の流行り言葉も音商標として登録されている。

米国は1947年から音商標の保護を開始した。韓国でも広く知られているペプシコーラ社の「缶を開ける音」、MGM（メトロ・ゴールドウィン・メイヤー）社の「吠えるライオン」、NBC放送局の「三つの音高からなるチャイム」などが代表的な音商標である。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「韓国企業が文字やロゴなど視覚的に表現できる商標だけでなく、音商標、におい商標などを積極的に活用し、企業独自のアイデンティティを強化していけば、国内競争力の確保はもちろん、グローバル市場でも活躍できる」と述べた。

また、音商標を広告などで継続的に使用した結果、一般消費者が特定の人による商品に関する出所表示として認識するくらい広く知られるているか、または識別力のある特定の単語の発音を音で表現した場合のように、それ自体が識別力のあるものであると認められる場合に登録することができる。

4-2 公益弁理士、社会的弱者の商標権を守る心強いパートナー

韓国特許庁 (2020. 5. 6.)

審判および訴訟を無料で直接代理、勝訴率は 76%

#1 掃除用スリッパを生産・販売するチョ代表は、「ウルトラマジックブロック」という登録商標で営業活動を行っていた。ところが、「マジックブロック」が慣用商標（※）であるため、「ウルトラマジックブロック」も商標権の効力が及ばないと主張しつつ営業をしてきた K 氏との紛争に巻き込まれた。チョ代表は「公益弁理士特許相談センター」の支援を受け、3年間で計3回の弁論および計14回の書面資料を提出し、今年3月に大法院の勝訴判決が下った。

※同種業者の間で、その商品の名称などを一般的に使用した結果、「その商品自体を指す商標」と認識され、識別力を喪失した標章

#2 2014年から韓国釜山で「マンゴーモンスター」という商標でカフェを運営していたイ代表は、グローバル企業の「モンスターエナジー」が請求した商標登録無効審判などの商標権紛争に巻き込まれ、訴訟費用の負担で苦勞した。放棄しようとしたが、ある日、「公益弁理士特許相談センター」を知り、特許審判院から大法院までの審判・審決取消訴訟2件に対する直接代理の支援を全額無料で受けて2017年に最終審となる大法院で勝訴し、「マンゴーモンスター」の商標権を守ることができた。

韓国特許庁が運営する「公益弁理士特許相談センター」は、12名の公益弁理士が零細事業者、基礎生活受給者（生活保護対象者）など社会的弱者の特許、商標などに関する紛争が起こった際、審判および審決取消訴訟などの代理サービスを無料で提供する。

2016年に109件、2017年に120件、2018年に136件、2019年に134件の審判および訴訟を無料で直接代理し、2020年4月基準で76%の勝訴率を記録している。チョ代表の事例のように、直接代理により特許審判院から大法院まで最終勝訴した事例は、合わせて7件である。

また、特許、実用新案などの出願方法や書類の作成が難しい社会的弱者に、2017年に383件、2018年に475件、2019年に489件の明細書、補正書など出願および登録関連書類の作成を支援した。

公益弁理士の支援を受けたチョ代表は、「商標権をめぐり、さまざまな会社との紛争を経験し、事業が混乱していた」とし、「公益弁理士の支援なしでは、掃除用スリッパの商標権を認めることができなかつたはずである」と感謝の言葉を伝えた。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「零細事業者など社会的弱者の場合、商標権などの紛争に巻き込まれたとき適切に対応できないため、「公益弁理士特許相談センター」と相談し、審判・訴訟・直接代理などの無料弁理サービスを積極的に活用してほしい」と強調した。

一方、「公益弁理士特許相談センター」が支援する対象の確認、支援内容、手順などの詳細については、「公益弁理士特別相談センター」の代表電話（+82-2-6006-4300）、またはウェブサイト（www.pcc.or.kr）で確認することができる。

その他一般

5-1 新型コロナウイルスの影響のなかでも特許出願は順調

韓国特許庁（2020.5.8.）

2020年1～4月、韓国企業の海外特許出願が大幅に増加

韓国特許庁は、新型コロナウイルスの影響にもかかわらず、特許出願件数が大きな増加傾向を見せていると発表した。

特許庁によると、2020年4月までの韓国国内の特許出願は6万5,499件で、前年同期比2.9%増加した。特に、特許庁に受け付けられたPCT（※）国際出願は、計5,899件で、前年同期比12.6%増加したことが分かった。

※Patent Cooperation Treaty（特許協力条約）の略で、この条約に基づき国際出願書を提出すると、複数の指定国に同時に出願した効果が発生する。

ここ5年（2015～2019年）間、韓国国内の特許出願の年平均増加率が0.6%、PCT国際出願が6.7%であったことから、2020年は新型コロナウイルスによる厳しい状況のなかでも、出願がより活性化したと言える。

これらの特許出願の増加をけん引した主体は、大企業（前年同期比9.8%↑）、中小企業（6.6%↑）の韓国企業で、出願件数の増加率が低迷な外資系企業（0.5%↓）、韓国国内の個人（0.2%↓）と比較される。

それと同様に、PCT国際出願の増加も、大企業（前年同期比21.0%↑）と中小企業（6.5%↑）がリードしたことが分かった。

特許庁の情報顧客支援局長は、「厳しい状況のなかでも、韓国の企業が先頭に立って知的財産に投資したのは、非常に希望的なことである」とし、「韓国企業が特許などの知的財産を武器に世界市場を確保できるよう積極的に支援していく」と述べた。

5-2 IoTの特許出願、全産業へ広範囲に拡散

韓国特許庁（2020.5.13.）

新型コロナウイルス以降の非対面事業における成長エンジンとして注目

IoT技術は、初期にはデバイスやネットワークなど情報通信技術（ICT）を中心に出願されたが、最近はさまざまなサービスを提供する技術として応用されるようになり、全産業に幅広く拡散されていることが分かった。

IoTは大きくデバイス、ネットワーク、プラットフォーム、サービスなどに区分されており、特にIoTサービスとは、データを収集して状況を分析し、ユーザーに提供することで、新たな付加価値を創出するIoT応用技術をいう。

韓国特許庁によると、IoTサービス関連の特許が2012年以前は年間100件未満にとどまっていたが、2017年に1,179件となり11倍以上急増した。

出願人は、中小企業（1,857件、33%）、大企業（1,351件、24%）、個人（1,006件、18%）、大学と研究所（810件、15%）、外国法人（468件、8%）の順になっており、中小企業と個人、大学と研究所が相対的に高い割合を占めている。

主要技術別に区分すると、遠隔監視制御、農・漁・鉱業、ヘルスケア、電気・ガス・水道、公共サービス、交通・自動車、オンラインコンテンツの提供、通信ネットワーク、コンピュータ装置などさまざまな分野に応用されていると把握される。

特許庁のモノのインターネット審査課長は、「IoT技術を幅広い産業に応用することで、既存産業の付加価値を高め、良質の雇用創出と韓国企業のグローバル競争力を強化できると期待している」とし、「最近韓国の優秀なICTインフラを基盤にしたIoTサービス関連の特許出願が急増しており、産業のスマート化、遠隔医療サービス、在宅勤務などの拡大などにより、新型コロナウイルス以降の時代における非対面産業の成長をリードしていくと見込んでいる」と述べた

5-3 「K-ウォークスルー」のブランド名で、ウォークスルー設備の輸出急増

韓国特許庁（2020.5.15.）

タイ、ロシアなど9カ国に300台以上の新規輸出

韓国特許庁は、4月中旬に「K-ウォークスルー」のブランド化などの政府レベルの支援を開始して以来、韓国型ウォークスルーに対する世界的な関心と輸出が拡大していると明らかにした。

政府挙げでの支援により、韓国型ウォークスルー設備は、「K-ウォークスルー」というブランド名でタイ、ロシアなど9カ国に300台以上（予定を含む）を輸出されている。

韓国の高麗技研は6カ国（※）に42台の設備を輸出して計31万ドルの輸出高を達成し、ヤンジ病院（※※）は海外各地の要請に応じて、現地で設備を生産できるようウォークスルー技術のノウハウを6カ国の9機関に伝えた。

※高麗技研：タイ31台、日本3台、マレーシア・フィリピン・カタールにそれぞれ2台を輸出、イタリア赤十字社の要請で2台寄付

※※ヤンジ病院：米国マサチューセッツ総合病院、日本TSP太陽株式会社、スペイン、アルゼンチンなど

その他、高麗技研はロシア、カザフスタン、日本、オランダにそれぞれ 200 台、50 台、30 台、5 台の計 285 台を輸出する予定であり、KOICA では開発途上国での新型コロナウイルスの拡散防止をサポートするためにウォークスルー設備の支援を推進している。

特許庁は、4 月 13 日に開催されたウォークスルー開発者との懇談会を契機に、韓国中小ベンチャー企業部、産業通商資源部などの関連機関と連携し、ウォークスルー設備の海外普及拡大に向けて継続的に努力してきた。

弱いブランドパワーにより発生する海外販路開拓の限界を解決するため、「K-ウォークスルー」という国家ブランドを開発して迅速な韓国内外での特許出願および量産体系を支援しており、主要国特許庁長との会議、外交部・KOTRA の協力による海外広報など、韓国型ウォークスルーを全世界に知らせるよう努力してきた。

一方、特許庁に出願されたウォークスルー技術関連の特許は計 26 件で、ボラメ病院など、すぐ製品化できるウォークスルー技術は、「K-ウォークスルー」のブランドに参加するようにしてグローバル市場に広報する予定である。

これから特許庁は海外に輸出するウォークスルー設備の品質を担保する方策として、「K-ウォークスルー」ブランドに参加する生産企業の選定手続き・許可基準などといった品質管理策も確立する予定である。

特許庁長は、「最近、K-防疫モデルに対する海外からの関心が高まっている」とし、「新型コロナウイルスに関連する診断キット・ウォークスルーなど、K-防疫の機材がグローバルに進出し、多くの命を救うことに貢献できるよう積極的に支援していく」とコメントした。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム